

《基本理念》

『ともに支え合い 安心して子育て 元気に子育てができるまち』

基本目標1

地域における子育て支援の充実

住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、子育てを地域ぐるみで支える環境整備を目指します。

〈具体的事業〉

- 地域における子育て支援の充実
(地域子育て支援拠点事業 など)
- 子どもの心身の健やかな成長を願う家庭や地域の教育力の向上
(はぐくみ講座、親と子のための教育相談)
- 子どもの安全の確保
(こども110番の家・車 など)
- 子どもの健全育成
(放課後児童健全育成事業(児童センター)
放課後子ども教室(たけのこクラブ) など)

本計画では、基本理念を実現するために、5つの基本目標を設定して総合的に施策を推進します

基本目標5

すべての子どもの育ちを支える環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちのために、関係機関と連携しながら、一人ひとりの個性と能力に応じた支援と、子どもの成長に合わせた経済的支援を進めます。

〈具体的事業〉

- 子どもの発達支援事業の充実(発達支援事業、障害児通所給付費 など)
- 児童虐待防止対策の取り組み(要保護児童対策地域協議会)
- 子育て中の家庭への経済支援(紙おむつ処理費用助成事業 など)

基本目標4

子育てと仕事の両立できる環境づくりの推進

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、安心して出産できる保育基盤の整備や、多様なニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。

〈具体的事業〉

- 子育て応援保育(里帰り出産時や町内事業所で働く方に対する一時保育)
- 時間外(延長)保育(認定こども園開設前後30分の延長保育)

基本目標2

妊娠・出産前から切れ目のない

支援の充実

妊娠・出産期から子育て期において、支援が途切れることなく、個々の状況に寄り添いながら、きめ細やかに支援できるよう努めます。

〈具体的事業〉

- 妊娠・出産期の支援
(産後ケア事業【新規】、特定不妊治療費助成事業 など)
- 新生児～乳幼児期の支援
(新生児聴覚検査事業、子ども予防接種事業 など)
- 子育て支援ネットワークづくりの推進
(利用者支援事業：子育て世代包括支援センター【新規】)

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長にとっての

良質な教育・保育の提供

人格形成の基礎を担う幼児期の教育・保育の提供、子どもの心身の成長にとって重要な役割を果たす食生活の支援について、子どもの発達に応じた取り組みを推進します。

〈具体的事業〉

- 教育・保育サービスの提供(認定こども園の開設)
- 幼児期の教育と就学期の教育の連携強化(教育支援委員会、幼小連携検討会議)
- 食育の推進(各世代の食育の推進、こども園・小中学校における食育の推進)



計画の推進に向けて

本計画で位置づけている施策は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など広範囲の分野にわたっています。そのため、関係各課や関係機関・団体等が連携しながら、それぞれの実施主体が有機的に結びつき、計画全体を推進していく必要があります。

計画の推進にあたっては、関係各課や関係団体等との情報の共有化を図るとともに、「訓子府町子ども・子育て会議」において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な推進に努めます。



〈 第 2 期 訓子府町子ども・子育て支援事業計画概要版 〉

訓子府町教育委員会 子ども未来課

〒099-1432

常呂郡訓子府町旭町75番地

電話 0157-47-2622

FAX 0157-47-2556

第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画

〈概要版〉

本町では、子育て支援施策に関する基本的事項をまとめた「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年4月から取り組むこととしましたので、その概要をお知らせいたします。

計画の目的

今般の幼児教育無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、加えて、社会全体として対策を図るべき子どもを取り巻く貧困や虐待などを防ぐため、すべての子どもとその家庭が安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的とします

計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

基本理念

『ともに支え合い 安心して子育て 元気に子育てができるまち』

本町がこれまで子育て支援施策の充実が図られるよう取り組んできた『第1期子ども・子育て支援事業計画』の実績と課題を踏まえ、更なる子育て支援施策の充実を図るため、基本理念は第1期子ども・子育て支援事業計画を引き継ぐこととします。

基本的視点

①子どもの視点

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

②保護者への視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭で子どもを見ている親を含めた全ての子育て家庭への支援に努めていきます。

③地域の視点

地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために、地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

④子育て環境の視点

妊娠・出産期から幼児期の教育・保育、そして学童期に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、また、子どもの個性にあった環境整備を行い、子どもの人権の尊重を守る取組を進めます。

